

(2) 地域福祉推進事業実施要領

第1 目的

近年、少子高齢化や核家族化、人口減少が進み、地域社会における人と人とのつながりが希薄化しています。その一方で、高齢者や障がいのある方、子育て世帯など、支援を必要とする人々は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活し、地域への愛着を育み、住民自身が主体的に参加・活動ができるよう、地域で身近な存在である郡市町村社会福祉協議会が中心となり、地域福祉の推進・向上を図ることを目的に助成します。

第2 実施主体

実施主体は、郡市町村社会福祉協議会（以下「郡市町村社協」という。）とする。複数社協の協働による場合は監事社協を挙げること。

第3 実施期間

実施期間は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとする。

第4 経費助成

助成金は概算払いとし、事業内容に応じて100,000円以内を助成する。

第5 事業内容

青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、次の各号に掲げる事業のうち、先駆的、モデル的、広域的に実施する郡市町村社協に助成するものとする。

- (1) 地域のつながりづくり支援活動
 - ア) 住民交流活動（サロン、お茶会等の拠点づくり）
 - イ) 多世代や障がい、子育て世帯等に対する地域交流活動（参加機会提供含む）
- (2) 住民とともに進める福祉教育・福祉学習活動
 - ア) 地域福祉の推進・向上を目的とした講演会や研修等による福祉学習
 - イ) 地域福祉体験プログラムの研究・検討
 - ウ) 学校との連携による福祉教育（地域を知り、好きになるような活動）
- (3) 地域の防災教育・防災学習活動
 - 例) 地域探検、地域キャンプ、災害福祉支援活動、防災マップづくり
- (4) その他、地域福祉の推進、向上を図ることを目的とした事業

第6 県社協の支援

県社協は、郡市町村社協からの依頼に応じて、職員派遣、講師調整、情報提供等を行う。

第7 実施上の留意事項

- (1) 郡市町村社協は、講師に係る謝金、及び打合せに係る謝金は助成金で対応するこ

ととする。

- (2) 事業を進めるうえで、地域に在籍する生活支援コーディネーターや福祉教育推進員、その他関係機関等と連携しながら実施するものとする。
- (3) 事業終了後、実際の取り組みについて事例集として作成する予定であることから、事業実施にあたっては個人情報の取扱いに留意し、写真等の提供について事前に承諾を得るものとする。

第8 申請手続

申請手続等助成金の交付について必要な事項は、令和7年度郡市町村社会福祉協議会活動支援事業助成要綱に定めるものとする。